

茨城県警察鑑識技能検定に関する訓令

平成26年6月19日

本部訓令第20号

この訓令は、鑑識技能検定に関する訓令（平成26年警察庁訓令第2号。以下「警察庁訓令」という。）第6条の規定により、茨城県警察における鑑識技能検定（以下「技能検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。